



下松市デジタル・トランスフォーメーション  
(DX) 推進計画

2021年12月

下松市

## 目次

1	策定の背景	1
	（1）社会情勢の変化	1
	（2）国の動向	3
	（3）山口県の動向	4
2	下松市の状況	5
	（1）下松市の現状と課題	5
	（2）下松市のこれまでの情報化の取組	5
3	基本的事項	6
	（1）計画の位置付け	6
	（2）基本理念及び基本方針	7
	（3）推進体制	7
	（4）計画期間	7
4	デジタル化の推進計画	8
	・安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現	8
	・行政のスマート化の実現	14
	・セキュリティ対策の徹底	18
5	用語解説	19

## はじめに

ICT（情報通信技術）をめぐる技術の進歩は、私たちの想像を超えるスピードで進展しており、特に、スマートフォンが普及してからは、ネットワークインフラの発展による大量データ流通と相まって、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面でデジタル技術が必要不可欠なものとなっており、AI（人工知能）やロボット技術の発達は、私たちの生活に大きな影響を与え、経済・社会構造に、これまで以上の変革をもたらしつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、Web会議やオンライン教育、テレワークやワーケーションなど、働き方やワーク・ライフ・バランスの変化を加速させ、「新たな日常」の定着に向けた取組が急速に広がり始めています。

一方で、今般の感染症対策の実施を通じて、受給申請手続・支給作業の一部で遅れや混乱が生じるなど、特に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになったところです。

このような中、国では「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（IT新戦略）」において、デジタル強靱化社会の実現に向け、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める必要があるとしており、2020（令和2）年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）において、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしております。

本市では、2002（平成14）年に「下松市地域情報化推進計画」を策定し、「人に優しい情報化の推進」をコンセプトに取組を進めてきたところですが、今後も、AI等デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、ICTの普及により、市民の生活があらゆる面でより良い方向に変化するよう、本市のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現に向け、これまでの「下松市地域情報化推進計画」を刷新し、新たな計画として「下松市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定します。

## 1 策定の背景

### (1) 社会情勢の変化

#### ① 人口減少時代を見据えた安定的な行政運営

日本全体の生産年齢人口は年々減少し、2040年には高齢者人口がピークを迎えるなど大きく人口構造が変化すると言われていています。

このような人口構造の変化を見据え、総務省の自治体戦略2040構想研究会では、人口減少時代における安定的な行政運営の仕組みが必要であるとの提言や財務省による地方公共団体職員数の削減試算がなされています。

こうした本格的な人口減少社会の到来が間近に迫る中、高齢化の進行により、社会保障など市民ニーズの一層の増加が予想され、より複雑化する行政の課題を解決するための十分な経営資源が見込めない状況にあります。

これらの課題解決に向けた取組を、限られた経営資源で有効かつ効率的に実施していくためには、急速に進歩しているICTを住民サービスなどの行政運営へ積極的に活用していく必要があります。

#### ② ICT化の進展

1987年の携帯電話サービス開始以降、ポケットベルや携帯電話、パソコン通信、衛星通信、インターネットなどの様々な通信サービスが展開されました。

平成になってからは、デジタル技術やICTサービスが大きく発展し、特にインターネットと携帯電話の普及は目覚ましく、現代においては、個人が容易に自己表現などの情報を発信していくことも可能となり、経済・社会など様々な活動を支えるインフラとして不可欠なものとなっています。

現在の通信媒体の主流となっているスマートフォンは、2007年のiPhone及び2008年のAndroid発売以降に世界的に広く普及しましたが、総務省が公表している通信利用動向調査によりますと、図1のように世帯におけるスマートフォンの保有率は、平成22年では9.7%だったものが、令和2年には86.8%と10年間で爆発的な普及となっています。また、図2のように年齢階層別にみると80歳以上を除き「スマートフォン」の保有者の割合が「携帯電話・PHS」を上回っているのがわかります。

通信分野以外でも、IoT、ビッグデータ、AI等の新たな技術を軸に経済や社会の変革をもたらす「第4次産業革命」が世界的に進行しており、今後は、ヒトやモノのつながりが一層深まり、データを活用した新たな価値やサービスの創出が期待されるなど、社会においてICTが果たす役割は、一層大きくなっていきます。

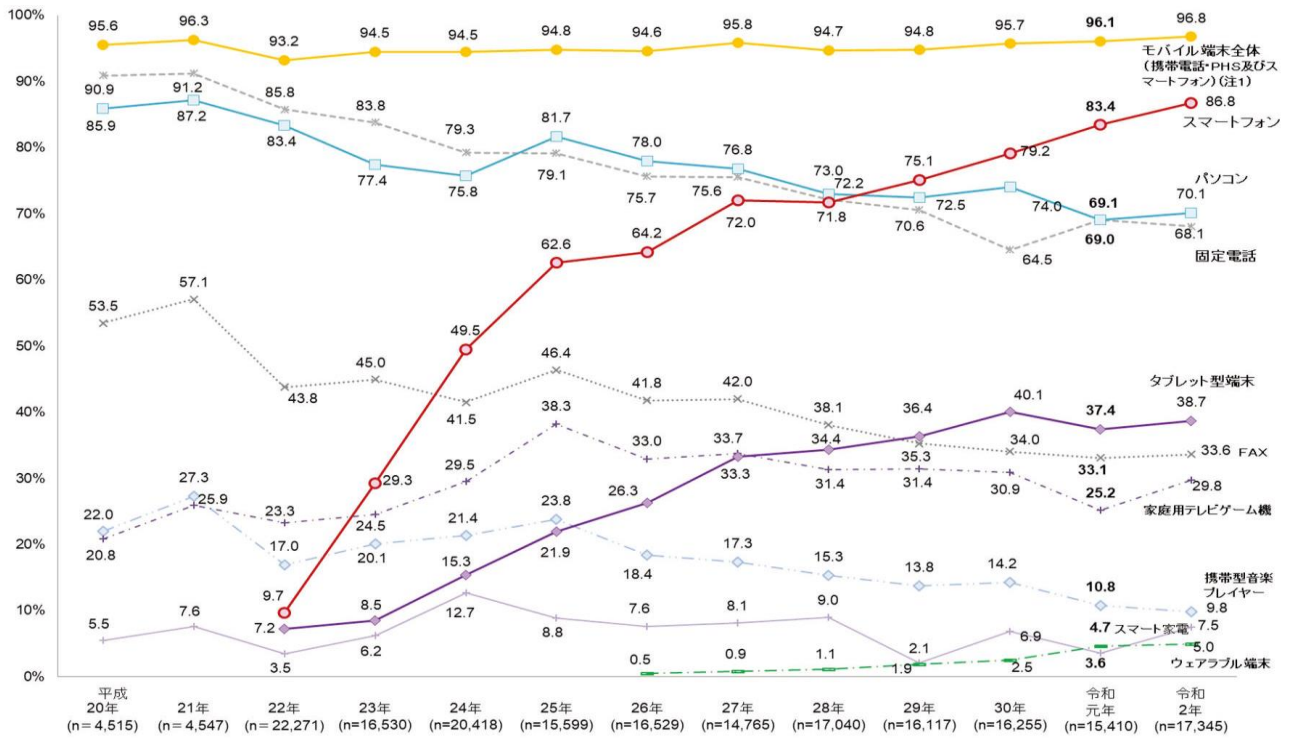


図1：情報通信機器の世帯保有率の推移 (出典：総務省「通信利用動向調査」)

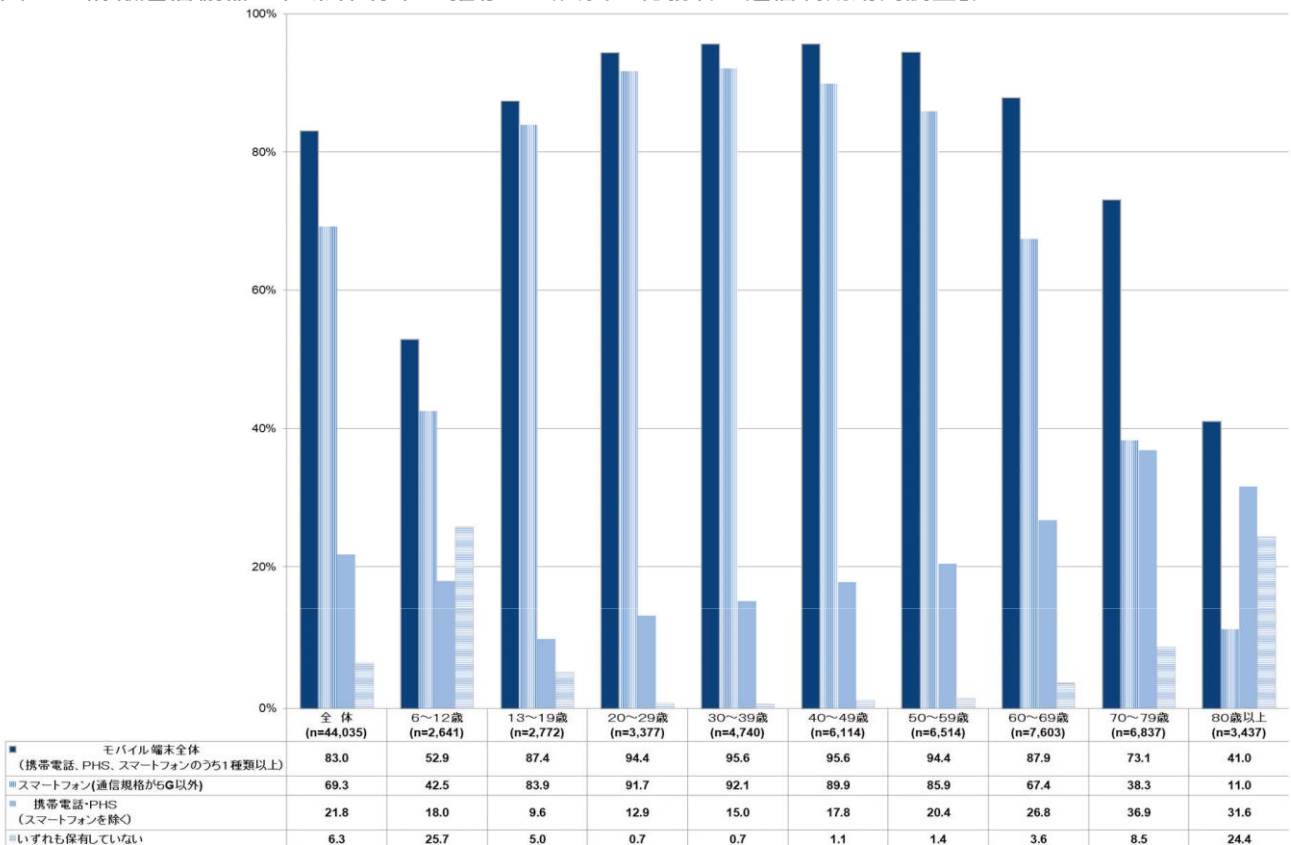


図2：年齢階層別モバイル端末の保有状況 (令和2年度) (出典：総務省「通信利用動向調査」)

### ③ 情報セキュリティ対策

現在の自治体業務を円滑に遂行するには、情報システムはなくてはならないものとなっており、業務の継続性を担保するうえで、情報システムの可用性・信頼性を確保することは、必要条件であるといえます。

近年のサイバー攻撃は、増加しているだけではなく、高度化、巧妙化しており、深刻な大規模情報漏洩が相次いで発生しています。

自治体における情報漏洩事故は、市民に及ぼす影響はもちろんのこと、業務の停止など大きな支障をきたすものであることから、情報セキュリティに関する昨今の動向を踏まえ、「脆弱性対策」「不正アクセス対策」などの情報セキュリティ対策の一層の強化を図っていく必要があります。

## (2) 国の動向

### ① Society 5.0 の推進

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）であり、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、2016（平成28）年11月に公表された「第5期科学技術基本計画」において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

I o TやA I、ロボットなどの新たな技術を最大限に活用し、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

### ② 官民データ活用推進基本法

2016（平成28）年12月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」が公布・施行されました。

この法律では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。

これを受け、国は2017（平成29）年5月、「世界最先端I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、2018（平成30）年6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に変更、2020（令和2）年7月には新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容を受け、さらなる変更を行っています。

### ③ デジタル・ガバメント実行計画及び自治体DX推進計画

政府は2020(令和2)年12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンを明示しました。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI等デジタル技術の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

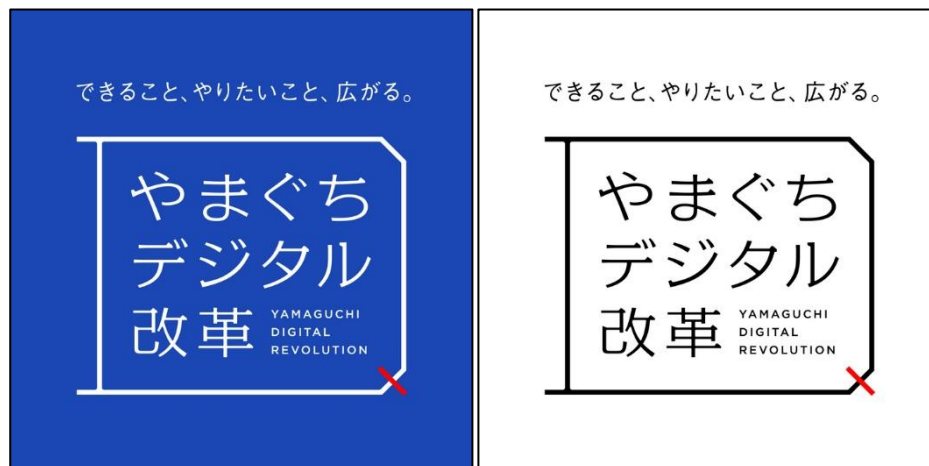
2018(平成30)年1月に初版が策定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことも示しています。

また、2021(令和3)年5月には、デジタル庁設置法などを含めたデジタル改革関連法が成立し、デジタル社会の形成を図るための法律が整備されました。

### (3) 山口県の動向

山口県は「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画として2020(令和2)年3月に「山口県官民データ利活用推進計画」を策定しました。

その後、2021(令和3)年3月に国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」等を踏まえながら、山口県として進める社会全体のデジタル化に向けた取組を「やまぐちデジタル改革」と位置付け、策定しました。



## 2 下松市の状況

### (1) 下松市の現状と課題

本市においても、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を背景に市税や地方交付税等の一般財源の伸びが期待できない状態で、医療や介護等の社会保障関連経費の増加が見込まれ、さらには公共施設等の更新、改修等に多額の経費が必要となることから、本市の財政環境はより厳しい状況となることが予想され、今後も安定的な行財政運営を確保し、市民サービスを向上していくためには、デジタル技術の積極的な活用を伴った政策推進が不可欠です。

現時点では、AIやRPAなどの技術が普及している中、本市においても一部の業務で導入を開始したところです。

近年のICTの進展は日進月歩であり、数年後にはどのような技術が展開されているかを想定することは困難ですが、ICT、AIやIoT等のデジタル化が進んだ社会像として、行政運営においてもその有効な活用により、業務効率化を図り、住民サービスの向上を進める必要があります。

### (2) 下松市のこれまでの情報化の取組

本市では「人に優しい情報化の推進」をコンセプトに、2002(平成14)年に「下松市地域情報化推進計画」を策定しました。この中では、「市民・企業サービスの向上」「行政事務の省力化と効率化」「行政事務の高度化」を目標に掲げ、取り組んできました。

近年では、県内4市1町で自治体クラウド共同利用の開始やフリーWi-Fiスポットの整備など、業務の効率化や市民サービスの充実を図る取組も進めています。

また、2021(令和3)年9月、国の推し進めるデジタル化への迅速な対応、本市のデジタル化推進への取組を推し進める組織として情報統計課内にデジタル推進室を設置しました。



### 3 基本的事項

#### (1) 計画の位置付け

官民データ活用推進基本法及び国の各種計画等を踏まえ、本計画を次のとおり位置付けます。

- ① 本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。
- ② 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」が示す方向性を踏まえ、本市が推進すべき計画として位置付けます。
- ③ 総務省「自治体DX推進計画」が示す取組事項を本市で具体化するための計画として位置付けます。
- ④ 本市の「下松市総合計画」に掲げる、「行政情報化の推進」を図るうえでの、情報技術の利活用の基本的な考え方や方向性を示すものであり、関連する個別計画として位置付けます。

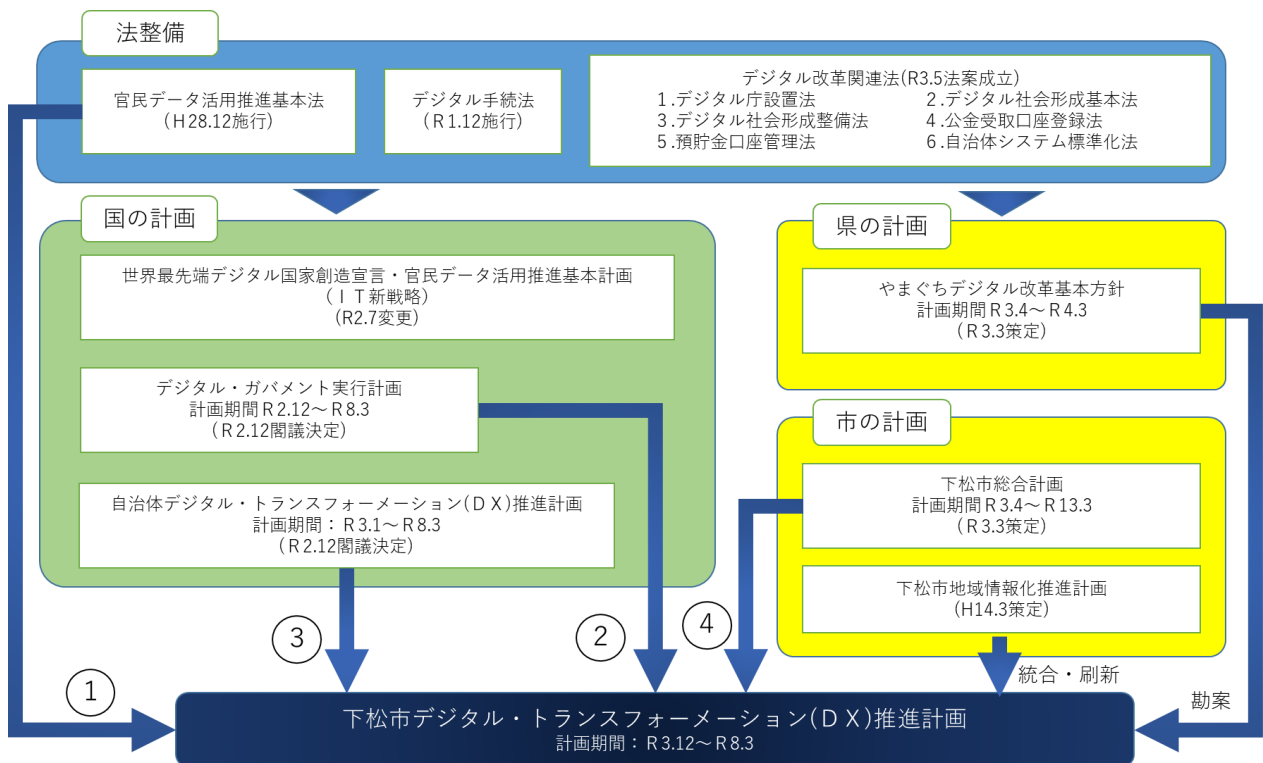


図3 本計画の位置付け

## (2) 基本理念及び基本方針

### ① 基本理念

#### 人に優しいデジタル化の推進

安全安心なまちづくりの中で、現在の身近な情報ツールを利用し、「いつでも」「どこでも」行政サービスを提供できることで、これまで以上に行政を身近に感じてもらえると考えます。一方で、情報ツールとかかわりの薄い情報弱者の存在も忘れてはいけません。誰もがデジタル社会のサービスを楽しむことができる環境整備を目指します。

### ② 基本方針

上記の基本理念を具現化するために、次のことをベースとして、本計画を推進します。

#### **基本方針1 安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現**

デジタル技術を用いて、市民にとって便利で身近な市役所を目指します。

また、デジタルデバイドの解消に努め、生活情報などの市民が広く共有が必要な情報提供をはじめ、一人ひとりの多様な日常生活に応じて、必要な情報を受け、利用できる「行政サービス」の構築に向けた取組を進めます。

#### **基本方針2 行政のスマート化の実現**

デジタル技術の活用により、従来の業務を改善し、新たな価値の創出を図るなど効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指します。

#### **基本方針3 セキュリティ対策の徹底**

デジタル化の状況に応じたセキュリティの確保を進めるとともに、デジタル技術を活用する職員のICTリテラシーの向上を図ります。

## (3) 推進体制

下松市ICT推進プロジェクト本部において本計画の着実な推進を図ります。

また、必要に応じて、議題に関係する部署の職員をメンバーとする研究部会を設置し、積極的に意見収集を行い、庁内横断的な体制で進めていきます。

## (4) 計画期間

本計画の計画期間は、国が策定した「自治体DX推進計画」との整合性を図り、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とします。

なお、ICTの進化や国及び山口県の施策や本市の施策の成果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを随時行います。

#### 4 デジタル化の推進計画

基本理念及び基本方針を踏まえ、次の項目を計画的かつ総合的に進めていきます。

##### 基本方針 1 安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現




###### (1) 行政手続のオンライン化

概要	<p>行政手続のオンライン化が進まない原因の1つであった手続の書面・押印・対面主義について、国は抜本的な見直しを進めています。</p> <p>また、国の自治体DX推進計画では2022(令和4)年度を目指して、原則、全自治体で特に国民の利便性向上に資する手続、具体的には31手続(市関係は27手続)を対象として、積極的・集中的にマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続き可能にするよう進めるとされています。</p> <p>本市においても、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること(デジタルファースト)、一度提出した情報は二度提出することを不要とすること(ワンスオンリー)、民間サービスを含め複数の手続・サービスをワンストップで実現すること(コネクテッド・ワンストップ)を基本とし、市役所窓口等で取り扱う申請・届出について、手続の見直しを進め、いつでもどこでもできるよう行政手続きのオンライン化を推進します。</p>					
	現状	<p>オンライン手続件数：マイナポータル 5件(子育て関係) 市ホームページ電子申請 11件</p>				
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             官民データ活用推進 基本法基本的施策           </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             自治体DX推進計画 重点取組事項           </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #27ae60; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項           </div> </div>				
取組の工程		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
先行する分野の検討・構築 (市関係27手続) ※図4参照						
拡張する分野の検討・構築						

図 4 先行する分野（市関係 27 手続）

子育て関係(15手続)※市区町村対象手続		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
未支払の児童手当等の請求	介護関係(11手続)※市区町村対象手続	
児童手当等に係る寄附の届出	要介護・要支援認定の申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
児童手当に係る寄附変更等の届出	要介護・要支援更新認定の申請	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続
受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	罹災証明書の発行申請
受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請	
支給認定の申請	被保険者証の再交付申請	

## (2) マイナンバーカードの普及促進

<p><b>概要</b></p>	<p>マイナンバーカードの普及と利便性の向上が行政のデジタル化のカギになるといわれています。</p> <p>現在、マイナンバーカードと健康保険証や運転免許証の一体化が進められており、今後、カードの普及が進むことが予想されます。</p> <p>国が2022(令和4)年度末にはほぼ全国民にカードが行きわたるよう目指していることを踏まえ、マイナンバーカード申請を促す様々な施策が効果的に進むよう取り組んでいきます。</p> <p>本市では、2018(平成30)年からマイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストア等で取得できる証明書交付サービスを開始しています。</p> <p>今後、マイナンバーカードを取得することで新たな体験価値を得られるよう、マイナンバーカードを活用した行政サービスの充実を図ります。</p>				
<p><b>現状</b></p>	<p>マイナンバーカード交付率：42.6% (R3.12.1現在)</p>				
<p><b>関連</b></p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #4a90e2; color: white; text-align: center;">             官民データ活用推進 基本法基本的施策           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e91e63; color: white; text-align: center;">             自治体DX推進計画 重点取組事項           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #27ae60; color: white; text-align: center;">             デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項           </div> </div>				
<p><b>取組の工程</b></p>	<p>R3年度</p>	<p>R4年度</p>	<p>R5年度</p>	<p>R6年度</p>	<p>R7年度</p>
<p>交付円滑化計画の推進</p>					
<p>普及啓発の検討・実施</p>	 				

### (3) 行政データの活用、共有

概要	<p>国や地方公共団体等が保有する行政情報を、「オープンデータ化」する取組が加速し、ビジネスや身近な公共サービスへ活用され始めています。国は、「オープンデータ基本方針」を策定し、地方公共団体に対して積極的にオープンデータ化に取り組むよう求めています。</p> <p>本市では「山口県オープンデータカタログサイト」にてオープンデータを公開していますが、本市が所有する様々な公共データの有効活用を促進するため、より一層のオープンデータの公開を促進します。</p> <p>また、ハザードマップ、公共施設、道路等のさまざまな地図情報を統合型地理情報システム（統合型 GIS）として整備し市内で共有しています。所属間の事務手続を減らし、さらなる事務の効率化・高度化を図るため、市内で共有できる情報を今以上に一元化していく必要があります。加えて、地図機能だけではなく、データベース機能を有する GIS の特性を活かし、地図データのオープンデータ化など、市民向けへの地図情報の提供を目指します。</p>					
	現状	オープンデータ公開数：3 件（R3.12 現在）				
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #4a90e2; color: white; text-align: center;">             官民データ活用推進 基本法基本的施策           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #27ae60; color: white; text-align: center;">             デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項           </div> </div>				
取組の工程	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
行政データのオープン化の推進						
統合型 GIS の一元化		 				
公開型 GIS の検討・提供		 				

#### (4) 地域社会のデジタル化・デジタルデバインド（情報格差）対策

概要	<p>デジタル化を進めるにあたり、国が展開する「デジタル活用支援推進事業」と連携し、利用者目線で利用者にやさしい行政サービスを実現することを目指し、年齢、障がいの有無、性別等にかかわらず、市民誰もがデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル活用支援を行います。</p> <p>また、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化やデジタル技術を活用した安心・安全の確保を進め情報格差の解消に努めます。</p>				
	現状	くだまつフリーWi-Fi スポット 8箇所 (R3.12 現在)			
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #4a90e2; color: white; text-align: center;">             官民データ活用推進 基本法基本的施策           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #1a3d54; color: white; text-align: center;">             自治体DX推進計画 取り組むべき事項           </div> </div>			
取組の工程	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
くだまつフリーWi-Fi スポットの整備					
格差対策の検討・実施					

### (5) 情報発信の充実

概要	<p>本市では、広報紙や公式ホームページをはじめ、SNS、Twitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック)等の幅広い広報媒体を利用して、行政情報など発信しています。</p> <p>昨今、社会全体の急速なデジタル化により、市民のICT利用環境は多様化しており、市民が必要なときに、求めている情報を迅速で効果的に取得できることと共に、市の魅力や取組がより効果的に伝わるよう、情報発信の手段や環境の整備を図ります。</p>					
	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マチイロ(広報紙)    ・ Twitter    ・ YouTube    ・ Facebook</li> <li>・ くだまつ防災メール</li> </ul>				
	関連	<div style="border: 1px solid black; background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             自治体DX推進計画              取り組むべき事項           </div>				
取組の工程		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
市民メールの検討・導入			<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">検討</div> <div style="background-color: blue; border: 1px solid black; padding: 2px;">導入</div>			
HPの充実			<div style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>			
スマートフォンを活用したサービスの検討・導入			<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">検討</div> <div style="background-color: blue; border: 1px solid black; padding: 2px;">導入</div>			







## 基本方針 2 行政のスマート化の実現

### (1) 行政情報システムの標準化・共通化

概要	<p>国の主導により、市民サービスのさらなる向上を目的に、地方公共団体の業務プロセスや業務系システム、保有データの標準化が進められており、2025(令和7)年度を目標に基幹系17業務システムを国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行が求められています。</p> <p>本市では、2019(平成31)年1月から基幹系システムにおいて県内4市1町で自治体共同クラウドの運用を開始しています。</p> <p>今後は、国が推進する行政情報システムの標準化・共通化の方針に従いつつ、現状の業務手順等の見直しや現システムとの仕様差異の洗い出しに加え、自治体共同クラウド利用団体間での検討・調整を進め、順次システムの移行を行うこととします。</p>					
	現状	平成31年1月～ 自治体共同クラウド開始				
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             官民データ活用推進 基本法基本的施策           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             自治体DX推進計画 重点取組事項           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項           </div> </div>				
取組の工程	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
標準化・共通化に向けた 業務確認・見直し	▶ 継続					
標準仕様との差異の 洗い出し	▶ 継続					
標準化業務外の対応検討	▶ 検討					
自治体共同クラウド調整	▶ 継続					

- |            |             |              |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 住民基本台帳  | 7. 国民健康保険   | 13. 健康管理     |
| 2. 選挙人名簿管理 | 8. 国民年金     | 14. 就学       |
| 3. 固定資産税   | 9. 障害者福祉    | 15. 児童手当     |
| 4. 個人住民税   | 10. 後期高齢者医療 | 16. 児童扶養手当   |
| 5. 法人住民税   | 11. 介護保険    | 17. 子ども子育て支援 |
| 6. 軽自動車税   | 12. 生活保護    | 合計：17業務      |

## (2) AI・RPAの利用促進

概要	<p>多様化・高度化した市民ニーズに対応するため、自治体業務は増加し複雑化しています。将来的には労働力人口の減少も予想されており、職員一人一人の事務負担も増大の一途をたどることとなります。</p> <p>本市では、2021(令和3)年度からAI-OCRを導入し、手書き文字のデータ化の取組を開始しました。</p> <p>今後は、AIを活用した議事録作成、AIチャットボットによる市民からの質問応答やRPAなどの導入を検討し、市民サービスの向上はもとより、職員の負担軽減を図り、業務効率化を進めます。</p>				
	現状	AI-OCR 導入 (R3 年度)			
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; text-align: center;"> <b>自治体DX推進計画 重点取組事項</b> </div> <div style="background-color: green; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; text-align: center;"> <b>デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項</b> </div> </div>			
取組の工程	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
AI-OCRの活用					
AI-OCRの 拡張範囲の検討・導入					
AI技術の導入検討・導入					
RPA導入検討・導入					

### (3) テレワークの推進

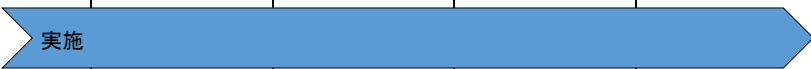


概要	<p>職員のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに業務の効率化及び生産性の向上を図るため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができるテレワーク環境を整備する必要があります。</p> <p>現在、本市では、市庁舎及び出先機関以外の場所から職員が業務で利用するシステムに接続できないため、実施できる業務に制約があり、職務遂行の妨げになっています。</p> <p>また、テレワークは感染症対策に加え、災害時における行政機能の維持や多様な働き方を実現するための働き方改革ともなるため、推進を図ります。</p>				
	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サテライトオフィス実施 (R2 年度)</li> <li>・ 庁内 LAN 無線化【第 1 期】(R3 年度)</li> </ul>			
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f00; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             自治体DX推進計画 重点取組事項           </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項           </div> </div>			
取組の工程	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
テレワーク内部規則の 検討・作成		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: yellow; padding: 2px;">検討</div> <div style="background-color: blue; padding: 2px;">作成</div> </div>			
業務範囲の検討		<div style="background-color: yellow; padding: 2px;">検討</div>			
実施			<div style="background-color: blue; padding: 2px;">実施</div>		

#### (4) 事務の効率化

概要	2021(令和3)年4月からの押印見直しにより、紙と押印による決裁からの移行を進める情勢となっています。電子決裁、文書管理などのシステム導入を進め、意思決定の迅速化、文書保管スペースの削減など庶務事務の効率化やペーパーレス化を図るとともに、様々な事務システムを同一の基盤上に統合することを推進し、より一層の経費削減・業務効率化を図ります。					
	現状	未着手 (R3 年度)				
	関連	<div style="border: 1px solid black; background-color: #003366; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             自治体DX推進計画              取り組むべき事項           </div>				
取組の工程		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
電子決裁の検討・導入						
文書管理システムの 検討・導入						
その他事務効率化システムの 検討・導入						

### 基本方針3 セキュリティ対策の徹底

#### (1) 情報セキュリティ対策・人材育成の強化

概要	<p>行政のデジタル化が加速する中、適正なセキュリティが確保できるように保つためには、セキュリティポリシーを見直し、セキュリティ対策を徹底するとともに、それを担う情報担当課や各課の職員の ICT リテラシー向上は必要不可欠なものとなります。</p> <p>今後は、さらなるデジタル化に向けた企画立案や保有データの高度利用による業務効率化を推進するため、人材育成についても強化していきます。</p>					
	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下松市情報セキュリティ基本方針</li> <li>・下松市情報セキュリティ対策基準</li> </ul>				
	関連	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">                     自治体DX推進計画 重点取組事項                 </div> <div style="background-color: green; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">                     デジタルガバメント実行 計画自治体推進事項                 </div> </div>				
取組の工程		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
セキュリティポリシーの見直し						
セキュリティ対策の実施						
職員の ICT リテラシーの向上						

## 5 用語解説

用語	解説
I O T	Internet of Things の略。 モノのインターネットと称される。 自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることにより、モニタリング、予防・予知保全、データ連携・モバイル連携、遠隔制御などを行うこと。
I C T	Information and Communication Technology の略。 インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
新たな日常	経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2020 に掲げられた、新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの世界、新たな世界、ニューノーマル。新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服した、新しい未来における日常のこと。
R P A	Robotic Process Automation の略。 コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。
A I	Artificial Intelligence の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
S N S	Social Network Service の略。 メッセージや写真、日記などを通じて友人や知人などとインターネット上でつながる、個人間の交流を支援するサービスのこと。
オープンデータ	統計データや施設の位置情報など公開可能な公共データを二次利用可能なかたちで提供し、民間事業者や市民が様々なサービス（アプリ開発など）等に活用することで、市民の利便性向上や地域の活性化につなげる取組のこと。
フィジカル空間	サイバー空間がコンピュータやネットワークの中に広がる仮想的な空間であるのに対し、実際に存在している現実的な空間のこと。

用語	解説
サイバー空間	コンピュータやネットワークの中に広がるデータ領域を、多数の利用者が自由に情報を流したり情報を得たりすることが出来る仮想的な空間のこと。
サイバー攻撃	ネットワークを介し、コンピュータウイルスを大量に発信することや、システムへの不正に侵入し、コンピュータシステムを破壊・改竄するなど、コンピュータを不正に利用すること。
セキュリティポリシー	組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革し、デジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
デジタル強靱化	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の中で示された考え方で、オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・暮らし改革（行動変容）により、長期間又は断続的な接触機会の減少の中にあっても、社会が機能し、経済成長が可能となるデジタル化を言う。
デジタルデバイド	パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	Digital Transformation デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
テレワーク	勤労形態の一種で、ICTを活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。 モバイルワーク、リモートワークとも呼ばれる。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、教養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
ワーケーション	「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。